計画作成年度	平成30年度
計画主体	小 樽 市

# 小樽市鳥獸被害防止計画

# <連絡先>

担 当 部 署 小樽市産業港湾部農政課所 在 地 小樽市有幌町1番10号電 話 番 号 0134-32-4111

(九绝269)

(内線 2 6 8) F A X 番 号 0 1 3 4 - 3 2 - 5 7 0 3

メールアドレス nosei@city.otaru.lg.jp

# 1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、アライグマ、カラス(注) 及びトド
計画期間	平成30年度から平成32年度まで
対象地域	小樽市(全域)

<sup>(</sup>注)本計画において、カラスの種類は、「ハシブトガラス」及び「ハシボソガラス」の2種類とする。

# 2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

# (1) 被害の現状 (平成28年度)

鳥獣の種類		被害の	現   状
局部の性類	被害額	*	品 目 等
エゾシカ	被害額	70 千円	大豆、とうもろこし、かぼちゃ、 じゃがいも、大根及び枝豆
ヒグマ	被害額	40 千円	とうもろこし、プラム、ぶどう、 かぼちゃ及び大根
キツネ	被害額	58 千円	とうもろこし、いちご及び ほうれん草
タヌキ	被害額	0 円	とうもろこし及びいちご
アライグマ	被害額	102 千円	いちご、枝豆及び大根
カラス	被害額	0 円	_
トド	漁 獲 物 被 害 額 漁 具 被 害 額		ニシン及びカレイ等 漁具 (刺網等)
合計	被害額 漁獲物被害額 漁具被害額		

<sup>※</sup>被害額については、届出時の被害額を合計したもの。

# (2)被害の傾向

鳥獣の種類	被害の傾向
	余市町と隣接する北西部地区(蘭島、忍路)、札幌市と隣接する東南
エゾシカ	部地区(張碓、春香)に一定数が生息している。近年は個体数の増
	加により、市内各所の農家で果樹の食害や畑の踏荒らしによる農作
	物の被害、それらに伴う農作業の遅れ等が見られる。
	詳細な生息状況は不明であるが、市内各所での目撃情報並びに足跡
ヒグマ	及びフンの報告があり、農業被害が発生しているほか、住民等への
	被害も懸念され、今後も、十分な被害防止対策が必要である。
キツネ	市内各所で出没しており、一定数が生息しているものと考えられ
	る。特にアライグマについては、市内での生息数が増加傾向にある
タヌキ	とともに、個体の大型化が進んでいる。
	主な農業被害として、春はいちごの食害と畑の踏荒らし、秋にはと
アライグマ	うもろこしの食害等が発生している。
カラス	現状では被害報告はないが、農作物への食害及びビニールハウス等
	に穴を開けるなどの農業被害が懸念される。
	初冬から翌春にかけて石狩湾沿岸に来遊し、刺網にかかった魚類を
	食い荒らす。また、刺網にも最低1m四方の穴を開け、その網を使
トド	用不能とさせる直接被害のほか、漁獲物の損傷や操業を見合わせる
	などによる間接被害も懸念されており、漁業者にとっては死活問題
	となっている。

# (3)被害の軽減目標

鳥獣の種類	現 状 値 (平成28年度)	目 標 値 (平成32年度)
エゾシカ	70 千円	70 千円
ヒグマ	40 千円	40 千円
キツネ	58 千円	50 千円
タヌキ	0 千円	10 千円
アライグマ	102 千円	80 千円
カラス	0円	0円
F F	漁獲物被害額 57,060 千円 漁具被害額 17,370 千円	漁獲物被害額 52,000 千円 漁具被害額 16,000 千円
合計	270 千円 漁獲物被害額 57,060 千円 漁具被害額 17,370 千円	270 千円 漁獲物被害額 52,000 千円 漁具被害額 16,000 千円

<sup>※</sup>鳥獣の生息数が増加の傾向にあることから、被害についても増加が見込まれるため、現状に対して 目標値が増加した項目がある。

# (4) 従来講じてきた被害防止対策 (捕獲等に関する取組)

鳥獣の種類	従来講じてきた被害防止対策	課題
	小樽市鳥獣被害対策実施隊員が	行動範囲が広く、猟銃による捕
エゾシカ	猟銃及びくくりわな等による駆	獲については、時間及び現地の
	除を行っている。	状況等の制限がある。
	「広報おたる」に、ヒグマに対す	行動範囲が広いことや、目撃場
	る注意喚起について掲載し、周知	所が不定であることから、捕獲
	を図っている。	等に至らないケースが多い。
	目撃情報等があった場合は、小樽	
ヒグマ	市ヒグマ防除隊及び北海道札幌	
	方面小樽警察署と現地を確認し、	
	注意喚起の看板設置や関係機関	
	への情報提供を行い、状況に応じ	
	て箱わな設置などによる被害防	
	止対策を行っている。	
	小樽市鳥獣被害対策実施隊員が	市内全域に生息が確認されてい
キツネ	箱わな設置などによる駆除を行	るが、わな猟免許所持者及びわ
タヌキ	っている。	なの数量に限りがあるため、十
		分な捕獲が難しい。
	小樽市鳥獣被害対策実施隊員が	市内全域に生息が確認されてい
	箱わな設置などによる捕獲を行	るが、わな猟免許所持者及びわ
アライグマ	っている。	なの数量に限りがあるため、十
	捕獲後は、獣医師等による処分を	分な捕獲が難しい。
	行っている。	
	小樽市鳥獣被害対策実施隊員が	行動範囲が広く、猟銃による捕
カラス	猟銃による駆除及びパトロール	獲については、時間及び現地の
	を行っている。	状況等の制限がある。
	駆除については、小樽市漁業協同	漁業者からは漁業被害の縮減の
	組合が北海道連合海区漁業調整	ための事業費の拡大を求められ
トド	委員会の指示による採捕承認を	ているが、トドは国際的に保護
	得て、猟銃による駆除を行ってい	が必要な動物とされているた
	る。	め、採捕に規制がある。

#### (5) 今後の取組方針

鳥獣の種類	今後の取組方針		
T Vi 2. H	有害鳥獣として、猟銃及びくくりわなでの駆除を引き続き実施する		
エゾシカ	とともに、個体数の減少を図るため、一斉捕獲を実施する。		
	毎年、「広報おたる」にヒグマに対する注意喚起について掲載し、市		
	民等への周知を図る。		
ヒグマ	目撃情報等があった場合は、小樽市ヒグマ防除隊及び北海道札幌方		
	面小樽警察署と現地を確認し、注意喚起の看板設置や関係機関への		
	情報提供を行うとともに、状況により箱わな設置などによる被害防		
	止対策を行う。		
キツネ	有害鳥獣として、箱わな設置などによる駆除を引き続き実施すると		
タヌキ	ともに、キツネ及びタヌキを誘引するおそれのある生ごみや農水産		
	業廃棄物等の適正管理について、地域住民への普及及び啓発を図る。		
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に定め		
アライグマ	る特定外来生物として、箱わな設置などによる駆除を引き続き実施		
	する。		
	有害鳥獣として、猟銃による駆除を引き続き実施するとともに、カ		
カラス	ラスを誘引するおそれのある生ごみ等の廃棄物の適正管理につい		
	て、地域住民への普及及び啓発を図る。		
	水産庁のトド管理基本方針により、トド絶滅の危険性がない範囲内		
	で、漁業被害を最小限に防ぐため、定められた駆除及び被害額の調		
	査を引き続き実施する。捕獲の担い手の確保についても、積極的に		
トド	推進する。		
	また、強化網の導入、既存漁具の改良等での被害防止対策や新たな		
	手法の開発により、今後、漁業とトドとの共存を目指した対策につ		
	いて模索していくものとする。		

#### 3 対象鳥獣の捕獲に関する事項

#### (1)対象鳥獣の捕獲体制

ア 関係機関から構成される小樽市鳥獣被害防止対策協議会において対象鳥獣 による被害発生状況及び生息状況等を調査し、効果的な対策を実施の上、住 民及び農林水産業等への被害を最小限に抑える。

イ エゾシカ、キツネ、タヌキ、アライグマ及びカラスについては、小樽市鳥 獣被害対策実施隊員が、市長の指示により駆除及びパトロールを行う。

ウ ヒグマについては、住民等の生命・身体に危険が及ぶ場合などに限り、小

樽市ヒグマ防除隊が駆除を行う。

エ トドについては、小樽市鳥獣被害防止対策協議会の構成員である小樽市漁 業協同組合が、北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づく採捕承認を取得 し、採捕従事者登録を行った小樽市鳥獣被害対策実施隊員が猟銃による駆除 を行う。

# (2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
	ェゾシカ	
	キツネ及びタヌキ	被害状況の把握及び捕獲機材等の購入
平成30年度から	アライグマ	
平成32年度まで	カラス	飛来防止対策の実施
	ヒグマ	新たな担い手の育成
	トド	新たな担い手の育成

#### (3)対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

近年の被害状況及び捕獲実績に基づく計画頭数並びに北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた計画頭数を設定する。

<b>分名自</b> 聯	捕獲計画数		
対象鳥獣	3 0 年度	3 1 年度	3 2 年度
エゾシカ	150頭	150頭	150頭
ヒグマ	被害が発生するおそれのある出没個体数		
キツネ	4 0 頭	4 0 頭	4 0 頭
タヌキ	4 0 頭	4 0 頭	4 0 頭
アライグマ	2 0 頭	2 0 頭	2 0 頭
カラス	2 4 0 羽	2 4 0 羽	2 4 0 羽
トド	危険性がない範囲内で を目標とした北海道を受けた頭数とする。	度は、来遊期間に対応	害を最小化すること業調整委員会の調整

捕獲等の取組内容		
エゾシカ	被害が発生した都度、市内全域において、猟銃、箱わな及びく	
キツネ及びタヌキ	くりわな等により駆除を行う。	
	目撃情報があった場合は、小樽市ヒグマ防除隊及び北海道札幌	
ヒグマ	方面小樽警察署と現地を確認し、住民等の生命・身体に危険が	
	及ぶ場合や頻繁な農地への出没が認められる場合は、小樽市ヒ	
	グマ防除隊が駆除を行う。	
アライグマ	通年で、市内全域において、箱わな設置などによる駆除を行う。	
カラス	通年で、市内全域において、被害を未然に防止するため猟銃に	
<i>n</i>	より駆除を行う。	
トド	小樽市沖合海域において、猟銃により駆除を行う。	

#### ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

概ね捕獲等に関して通年のライフル銃の使用があることから、それに沿った形で許可申請による捕獲を実施しており、主な使用場所としては農地などの民地、国有林、 鳥獣保護区及び小樽市沖合海域である。

#### (4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
_	_

#### 4 防護柵の設置及びその他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

#### (1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
<b>对</b>	3 0 年度	3 1 年度	3 2 年度
_	_	_	_

#### (2)被害防止に関する取組

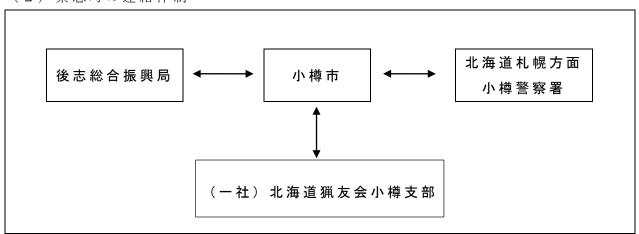
年度	対象鳥獣	取 組 内 容
3 0 年度	全て	有害鳥獣駆除に係る小樽市の予算措置、(一社)北海道
		猟友会小樽支部との連携強化及び鳥獣による被害防
		止に向けた知識の普及
3 1 年度	全て	有害鳥獣駆除に係る小樽市の予算措置、(一社)北海道
		猟友会小樽支部との連携強化及び鳥獣による被害防
		止に向けた知識の普及
3 2 年度	全て	有害鳥獣駆除に係る小樽市の予算措置、(一社)北海道
		猟友会小樽支部との連携強化及び鳥獣による被害防
		止に向けた知識の普及

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

# (1) 関係機関の役割

関係機関の名称	役 割
小樽市	住民の避難、情報収集等、関係機関との連絡調整
後志総合振興局	捕獲許可、情報提供等、指導、助言
(一社)北海道猟友会小樽支部	捕獲の実施
北海道札幌方面小樽警察署	住民の安全確保、情報提供等

#### (2)緊急時の連絡体制



#### 6 被害防止施策の実施体制に関する事項

#### (1) 小樽市鳥獣被害防止対策協議会に関する事項

構成機関の名称	役 割
小 樽 市 ( 産 業 港 湾 部 、 生 活 環 境 部 )	小樽市鳥獣被害防止対策協議会事務局の運
小 停 巾 ( 连 未 沧 為 即 、 生 冶 琼 境 即 )	営及び関係機関との連絡調整
新おたる農業協同組合	農業被害報告及び駆除以外の被害防止対策
小樽市漁業協同組合	採捕承認の申請、トドの駆除、被害防止対策
小侍川漁禾肠问租口	及び漁業被害報告
(一社) 北海道猟友会小樽支部	捕獲活動等被害防止を実施
(株) 小樽水族館公社	トドの生態等の助言
鳥獣保護管理員	鳥獣の生態等の専門的な立場で被害防止対
<del>                                    </del>	策に対する助言

#### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
<b>公士</b>	鳥獣(海獣を除く。)による農業被害報
後志総合振興局産業振興部農務課	告及び被害状況の取りまとめ
後志農業改良普及センター北後志支所	農作物の被害防除対策の助言及び指導
	鳥獣対策の窓口対応(捕獲許可等)、鳥
後志総合振興局保健環境部環境生活課	獣による農業被害報告及び被害状況の
	取りまとめ
北海道札幌方面小樽警察署	情報の共有及び提供並びに住民等への
北海坦化院刀山小侍言杂者	安全対策
北海道森林管理局石狩森林管理署	情報の共有及び提供
<b>多士</b>	トドによる水産業被害報告及び来遊状
後志総合振興局産業振興部水産課	況の取りまとめ
北海道連合海区漁業調整委員会	トドの採捕承認
<b>後去地区北帝世</b> 孫並及北道記	漁業者や漁協への助言及び情報提供並
後志地区水産技術普及指導所	びに水産業被害の実態把握等

# (3) 小樽市鳥獣被害対策実施隊に関する事項

小樽市長が鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置法に関する法律第9条第3項第2号に定める小樽市鳥獣被害対策実施隊員を任命し、小樽市の非常勤職員とする。

7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、駆除した個体は適切に処分する。

ヒグマを捕獲した場合は、分析調査のため試料を採取し、地方独立行政法人 北海道立総合研究機構環境・地質研究本部環境科学研究センターへ提供する。 トドについては、可能な限り研究機関へ検体として提供する。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現時点では、鳥獣の食品化に関する計画策定の予定はないが、今後、計画策定の必要性が生じた際には、検討する。

9 その他被害防止対策の実施に関し必要な事項

\_

附則

この計画は平成30年4月1日から施行する。